

## 目標Ⅱ 安全・安心・快適な住まい・住環境づくり

### Ⅱ-1. 災害に強い安全・安心な住まい・住環境づくり

#### Ⅱ-1-1 耐震診断・耐震改修の促進

施策名 17	Ⅱ-1-1-1 <b>〔重点施策〕</b> <b>非木造住宅に対する耐震診断助成</b>	担当課	都市計画課	<b>継続</b>
目的及び 取組内容	集合住宅の安全性確保を目的に、新耐震基準以前の住棟を対象に耐震診断の助成を行う。			
コメント	新耐震基準以前の建物についての耐震診断を進めることにより、住まいの安全性を確認し、必要に応じた耐震補強工事などを促進する。これにより都市の防災環境を確保し、住宅ストックの質の向上を図る。さらに補助内容を拡充することにより、一層の診断実施を促す。			
制度等	【現 行】○1 管理組合当たり 1/2 かつ 100 万円限度（1 回限り） 【改正案】① 1 棟当たり 1/2 かつ 100 万円限度（1 回限り） ② 1 棟当たり 2/3 かつ 200 万円限度（評定取得を条件）（1 回限り）			
優先順位	☆☆☆☆ 4（前計画Ⅲ-2-②）※			
予算措置	有り			
備考	成果指標案：耐震化率 ○% 又は耐震診断実施率 ○%			

施策名 18	Ⅱ-1-1-3 <b>〔重点施策〕</b> <b>非木造住宅に対する耐震化改修費助成</b>	担当課	都市計画課	<b>新規</b>
目的及び 取組内容	これまで非木造系の集合住宅に関しては、耐震診断費の助成のみであったが、耐震化促進のため、助成範囲の拡大（工事費まで）を図る。			
コメント	マンション建替え円滑化法等の整備や諏訪2丁目の建替え事例により、市内のマンション管理組合の中では建替えへの機運が徐々に高まってきている状況がある。しかし、立地の特性や積立金の状況などから建替えへ現実的に進むことができない管理組合も当然想定される。このためストック活用に進むにあたり、これまでは耐震性が不足しているマンションに対して耐震診断費の助成を行ってきたが、ストック活用へ進み易くすることによる街の再生を促進するため、耐震改修費に対しても補助を行う。			
制度等	補強設計に要する費用の3分の2の額を補助（限度額有り） 補強工事に要する費用の2分の1の額を補助（限度額有り）			
優先順位	☆☆☆☆☆ 5 ※			
予算措置	有り			
備考				

施策名 19	Ⅱ-1-1-2 <b>木造住宅耐震化の促進</b>	担当課	都市計画課	<b>継続</b>
目的及び 取組内容	住宅の安全性を高め、災害に強い都市づくりを進めるため、普及啓発とともに無料の耐震診断及び耐震補強工事の一部補助を行う。			
コメント	都市の防災性を整えるためにも耐震性の向上は急務であり、公的支援の需要は高い。			
制度等	耐震セミナーの開催 木造住宅耐震診断支援事業（無料耐震診断） 木造住宅耐震改修費補助金交付（対象工事費の30%・50% 30万又は50万限度）			
優先順位	☆☆☆☆ 4（前計画Ⅰ-2-②）※			
予算措置	有り			
備考				

## II-1-2 住まいの防災・減災対策の促進

施策名 20	II-1-2-1 長期優良住宅の普及	担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	建替え需要が発生しにくく、寿命の長いスケルトン・インフィル型住宅の建設を誘導する。長期にわたり快適に使用可能な質の高い住宅ストックの形成をめざし、「長期優良住宅制度（国）」の普及とともに、「住宅性能表示制度（国）」の更なる普及により、市民が安心して優良な住宅が取得できる環境づくりに取り組む。			
コメント	多摩市街づくり条例の事前協議において、分譲住宅についてスケルトン・インフィル型住宅の建設を誘導している。			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 長期優良住宅制度（国）、住宅性能表示制度（国）			
優先順位	☆☆☆3（前計画I-4-①）※			
予算措置	無し			
備考				

施策名 21	II-1-2-2 家具転倒防止策の普及・啓発	担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防災訓練などの機会を通じて、家具類の転落・落下・移動防止対策の普及啓発を行うとともに、器具類の斡旋を行う。			
コメント				
制度等	多摩市地域防災計画（第2部 p81）			
優先順位	※			
予算措置	無し			
備考				

## II-1-3 減災・防災まちづくりの推進

施策名 22	II-1-3-1 多摩市防災まちづくり事業計画の推進	担当課	防災安全課	継続
目的及び 取組内容	多摩市防災まちづくり事業計画を推進し、新たな防災体制の確立に努める。			
コメント	規定計画に基づき、住宅施策についても推進することとなる。			
制度等				
優先順位	☆☆☆3（前計画III-2-③）※			
予算措置	無し			
備考				

## II-2. 防犯性を高め安心して子育てができる住まい・住環境づくり

### II-2-1 防犯性に配慮した住まい・住環境づくり

施策名 23	II-2-1-1 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援	担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防犯行事への市民参加を促進し、一人ひとりの防犯意識の向上を図る。 共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実する。			
コメント				
制度等	多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画（関連計画）			
優先順位	（五次E 1-2-1）			
予算措置	無し			
備考				

施策名 24	II-2-1-2 防犯に向けた市民協働の取り組み	担当課	防災安全課 児童青少年課 道路交通課 学校支援課	既存
目的及び 取組内容	公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所を地域住民と一緒に選定し、必要に応じて枝の剪定を行うなど、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進する。 子ども110番連絡協議会などとの連携を図り、子どもたちの安全を確保するとともに、保護者や地域による登下校時の子ども見守り体制づくりを支援する。			
コメント				
制度等	多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画（関連計画）			
優先順位	（五次E 1-2-3）			
予算措置	無し			
備考				

## II-2-2 防犯性に配慮した住宅の誘導

施策名 25	II-2-2-1 各種登録制度等の普及・啓発	担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	HPやパンフレット等により、都の認定基準を満たしていると認定された安全なマンション・安全な駐車場の登録制度である「東京都防犯優良マンション・駐車場登録制度」の普及・啓発を図る。			
コメント				
制度等				
優先順位	※			
予算措置	無し			
備考				

施策名 26	II-2-2-2 犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及	担当課	防災安全課 都市計画課	既存
目的及び 取組内容	「多摩市まちづくり条例」に基づく、共同住宅や特定小売店舗等の事前協議において、犯罪防止を図るために「東京都安全安心まちづくり条例」等に基づく指導を行い、犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及に努める。			
コメント				
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 東京都安全安心まちづくり条例 多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画（関連計画 p12）			
優先順位	※			
予算措置	無し			
備考				

## II-2-3 空き家・空き部屋等の適正管理の推進

施策名 27	II-2-3-1 <b>〔重点施策〕</b> <b>空き家実態調査の実施</b>	担当課	都市計画課 防災安全課	<b>新規</b>
目的及び 取組内容	空き家対策特措法による特定空き家に関する条例制定や住替え等の支援に伴う空き家の利活用を推進していくにあたり空き家に関しての実態把握を行う。 また調査結果に基づくデータベースの構築を行い、適宜更新を可能にし、かつ利活用のための基礎情報を蓄積させる。			
コメント				
制度等	空家等対策の推進に係る特別措置法（国）			
優先順位	☆☆☆☆☆ 5 ※			
予算措置	有り			
備考				

施策名 28	II-2-3-2 <b>特定空き家条例に基づく空き家対策の実施</b>	担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防災・防犯の観点から管理不全となっている空き家については、特定空き家条例に基づく特定空き家対策を推進する。			
コメント	特定空き家についての対応			
制度等				
優先順位	※			
予算措置	検討中			
備考				

## II-3. 公的住宅のリニューアル・ストック活用の促進

### II-3-1 都営住宅の建替え促進

施策 -	(公営・公的賃貸住宅) 先行建替え種地の提供	担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	種地の活用により、都営住宅の建替えを促進し、建替え期間を短縮する。			
コメント	多摩ニュータウン地域に点在する公共用地や跡地等を、都営住宅の先行建替えの種地として多摩市が提供することで、目指すべき都市構造やまちづくりに寄与し、かつ入居者の負担が少ない建替えを短期間で効率的に実施する。 多摩ニュータウン再生方針（p32）			
制度等				
優先順位	※			
予算措置	実施・検討中			
備考				

施策名 -	(公営・公的賃貸住宅) バリアフリー化及びミクスト・コミュニティの 形成	担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	高齢者への配慮や子育て支援施設との合築等、地域におけるミクスト・コミュニティ形成に資する都営住宅の建替えを実施する。			
コメント	高齢入居者への配慮に加えて、諏訪・永山で快適かつ賑やかに暮らす持続的なミクスト・コミュニティ形成を地域スケールで図るため、子育て支援や高齢者・障がい者の福祉施設等を併せて整備する。また建替え時には可能な限り、ファミリー世帯向けの住戸を整備する。 多摩ニュータウン再生方針（p32）			
制度等				
優先順位	※			
予算措置	検討中			
備考				

## II-3-2 公営住宅ストックの有効活用

施策名 -	(公営・公的賃貸住宅) 公団、公社、都へのバリアフリー改修要請	担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	エレベーターやスロープなど共用部分の改修及び住戸内の段差解消など団地環境のバリアフリー化について公団・公社に対し、働きかける。			
コメント	大量の公的賃貸住宅ストックを抱える本市では、ストックのバリアフリー化などの推進が望まれており、改善を要望する意義は大きい。			
制度等				
優先順位	☆☆☆☆ 4 (前計画 I-3-⑤) ※			
予算措置	無し			
備考				

施策名 -	(公営・公的賃貸住宅) 市営住宅のストック整理	担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」において用途廃止と位置づけられている関戸簡易耐火住宅については順次用途廃止を進めていく。			
コメント				
制度等	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム (関連計画)			
優先順位	☆☆☆☆ 4 (前計画 I-3-②) ※			
予算措置	有り			
備考				

## II-4. 誰もが「住まい」に困窮しない環境づくり

### II-4-1 高齢者・障がい者に対応した住まいづくり

施策名 29	II-4-1-1 住宅のバリアフリー等改修への支援	担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	満60歳以上の方が、自ら居住する住宅にバリアフリー工事、または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、「高齢者向け返済特例制度（住宅金融支援機構）」の普及に努める。			
コメント				
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p89）			
優先順位	☆☆☆☆4（前計画 I-5-①）※			
予算措置	無し			
備考				

施策名 30	II-4-1-2 高齢者・障がい者向け住宅改造の促進	担当課	都市計画課 介護保険課 高齢支援課 障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	介護保険制度を利用した「住宅改修費助成」や介護保険対象外の方でも利用できる「高齢者住宅改造費助成」制度、また障がい者が対象となる「重度障がい者への住宅改善費給付」制度の情報提供を行い、住み続けられるための住宅改造を促進する。			
コメント				
制度等				
優先順位	☆☆☆☆4（前計画 I-5-①）※			
予算措置	有り			
備考				

施策名 -	(公営・公的賃貸住宅) 公営住宅での障がい者への対応（優先入居等）	担当課	都市計画課 障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	障がい者の居住の安定を図るため、優先入居制度の活用を促進する。			
コメント	関戸第二住宅（身障世帯4戸）			
制度等				
優先順位	☆☆☆3（前計画 I-5-②）※			
予算措置	無し			
備考				



施策名 31	Ⅱ-4-1-3 障がい者グループホームの運営支援	担当課	障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	障がい者の地域における生活の場として、グループホームの運営を支援する。			
コメント				
制度等	多摩市障がい者基本計画、第4期多摩市障害福祉計画 (p20)			
優先順位	なし (前計画Ⅰ-5-④、⑤) ※			
予算措置				
備考				

#### Ⅱ-4-2 住宅情報提供サービスの実施

施策名 32	Ⅱ-4-2-1 高齢者、障がい者等の住宅相談や情報提供の充 実	担当課	都市計画課 障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	国・東京都における制度のパンフレット等の配布、高齢者向けの住宅の設計や増改築・修繕工 事等についての窓口相談等、住宅に関する情報提供を行う。 医療・介護及び、建築設計事業者、改修を考えている人に向け、情報を提供するw e b ペー ジを充実する。			
コメント				
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (関連計画 p 89)			
優先順位	☆☆☆☆ 4 (前計画Ⅱ-1-④) ※			
予算措置				
備考				

### II-4-3 住宅セーフティネット機能の向上

施策名 (13)	I-4 <b>[重点施策]</b> <b>(仮称) 住替え協議会設立</b>	担当課	福祉総務課 都市計画課	<b>新規</b>
目的及び 取組内容	市内居住者が住替えを希望した際に、円滑に住替えができるように支援をするとともに、住宅確保要配慮者に対し行政機関として協議会に参加し、要配慮者と民間賃貸住宅との間の架け橋を担う主体組織の構築を図る。			
コメント	多摩ニュータウン再生検討の中で、次世代の循環型ニュータウンの実現を目指している。具体的には JTI のマイホーム借り上げ制度のカスタマイズ化や住替えバンクの構築、賃貸団地との連動等であるが、そのために住替え協議会といった組織体を形成する必要がある。また、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、障害者、被災者等）への配慮も必須であることから、居住支援協議会の機能を併せもたせることが必要となる。			
制度等	想定事業 ・普及啓発事業（住替え・居住支援） ・（仮称）住替えバンクの構築 ・相談事業（住替え・居住支援） ・居住支援事業（家主リスク軽減、居住者サービス等） ・住替え支援事業（賃貸住宅間の住替え、住替えコンシェルジュ等）			
優先順位	☆☆☆☆☆ 5 ※			
予算措置	有り			
備考				

施策名 33	II-4-3-1 高齢者等入居身元保証人制度の普及促進	担当課	都市計画課	<b>継続</b>
目的及び 取組内容	高齢者の居住の安定の確保に関する法律及び東京都緊急通報支援・借家人賠償保険・家賃保証制度等の制度の活用と普及を図る。			
コメント	既に進めている制度の継続ではあるが、今後の高齢化に対する施策として重要である。			
制度等				
優先順位	☆☆☆☆ 4（前計画II-4-②）※			
予算措置	無し			
備考				